

令和4年6月24日（金）

於・農林水産省第3特別会議室

第206回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○鳥海林政課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

私、6月16日付で林政課長を拝命しました鳥海と申します。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。

本日は、委員20名中、オンラインでの御出席も含め18名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、お手元に参考1として林政審議会委員名簿を配付しておりますが、本日は河野委員、中崎委員は欠席となっております。また、小野委員、古口委員、砂山委員、出島委員、日當委員、深町委員、福島委員、松本委員にオンラインで御出席を頂いております。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっている関係でお願いを申し上げます。

会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただき、できるだけ口に近づけてゆっくりと御発言ください。オンラインで御参加の方は、御発言の際には各自マイクをオンにいただき、御発言が終わりましたらミュートにさせていただくようお願いいたします。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考2として林野庁名簿を配付しておりますので、御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと存じます。

土屋会長、よろしくお願いいたします。

○土屋会長 皆さん、おはようございます。

梅雨も段々、南の方から明けてきているようですが、是非大きな災害等がこれからも起こらないで夏を迎えられるように祈っております。

今日は、オンラインで御参加の方も8名とかなり多くなってまして、前回、どうも私が気付かなくて、かなり失礼をしてしまったところがありますので、今回は気を付けたいと思いますが、御発言の意思のある方は、是非様々な方法で、手を挙げていただくなりしていただいで、こちらが気付くようにしていただけると有り難いと思っております。

それから、今日は非常に多くの議題があります。前から議論しております林業労働力の確保の促進に関する基本方針のほかにもいろいろありますので、議事進行にも気を付けたいと思っ

ておりますので、御協力をお願いいたします。

いつものように、初めに御挨拶を頂くんですが、天羽長官はちょっと所用で御出席が遅れるとのことなので、次長の織田さんの方から御挨拶をお願いしたいと思います。

織田さん、よろしくお願いいたします。

○織田林野庁次長 皆さん、おはようございます。次長の織田でございます。会長からありましたように、ちょっと長官が所用で遅れておりますので、私の方から御挨拶申し上げさせていただきますというふうに思います。

本日も大変お忙しい中、リモートも含めまして御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、先般、諮問をさせていただきました林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更、これについて御意見を頂きたい、御議論いただきたいというふうに考えているわけでございます。

昨年策定いたしました基本計画に基づいて、今、いろんな施策を講じている、若しくは講じようとしているというところでございますけれども、林業の現場におきまして、やはりその資源を循環利用していくというのが、今回の基本計画の大きなコンセプトだということですが、もちろん、低コスト化を図りながら木材産業をしていかなきゃいけない。そして、また伐った後は、またこれも低コスト化しながら、再生林をしっかりとまたやっていかなきゃいけないということもございます。

そのためにも、スマート林業ですとか、あるいはコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業など、現場段階でもいろいろ施業のやり方も変わっていくようなことも考えていくということでございますし、他方で林業労働の災害の方も、少し減っているとはいえ、まだ依然と他産業に比べて高い状況にあると、こういった課題もございます。そういった中で、林業労働力をどうしていくのかということについて、やはりここでしっかり基本方針を改定して、林業労働力対策をしっかり進めていきたいと、そういう思いでございますので、本日は案を示させていただきますので、また忌憚のない御意見を賜ればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、説明事項といたしまして、一つはさきの国会で成立しました盛土規制法、これは農林水産省も共管になってございます。この内容についてと、あと、合法伐採木材等の流通・利用に関する検討会というのを、例のクリーンウッド法の施行後、運用状況をよくチェックするというに基づいて検討会をやってきた、その報告書が出ておりますので、その内容について。

さらには、林業イノベーションの現場実装プログラムというのを作ってございましたけれども、これも最近のいろんな状況等々を踏まえてアップデートをするとしたところでございますので、この概要について。さらには、林地開発の許可基準について、特に太陽光発電施設の関係で許可基準がどうあるべきかということも検討を検討会を設定して進めてきたところでございます。この報告も先般、昨日でしたっけ、検討会の報告も出ましたので、その内容について御報告、御説明させていただきたいというふうに思います。

少し長時間になりますけれども、本日もよろしく願いいたします。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、織田次長の方からも御説明がありましたように、非常に大事な林業労働力の確保の促進に関する基本方針の審議もあり、かつ、やはり最近の森林や林業に対する社会の期待や様々なニーズを反映して、様々なことが今、林野庁内や、それから外でも検討されているので、その報告というのもあります。ですので、非常にタイトです。タイトですが、皆さんの御意見を頂きたいというのもありますので、いつも申し上げていることですが、なるべく簡潔、明瞭に御発言を頂けると……

○古口委員 全くよく聞き取れない。通信状況が誠に悪いんですが、ほとんど聞き取れていません。私だけでしょうか。

○土屋会長 古口委員、私の今の声は聞こえますか。聞こえていないですね。

○古口委員 ほかの方、どうでしょう。私だけでしたら続けてもらって結構ですけれども。

○土屋会長 今、確認します。確認しようと思っていたところでしたので。

ほかのオンラインの委員の方で、私の発言が聞こえない、若しくは聞き取りにくい方がおられましたら、ちょっと手を挙げていただけるなり、手を挙げる記号を出していただくなり。全員ですね。

はい。ちょっとこれ始める前に調整した方がいいですね。ちょっとお待ちください。事務局の方、ちょっと確認してください。

今、少しマイクの音量を上げたんですが、いかがですか。古口委員は大丈夫。

○古口委員 前よりはいいですよ。

○土屋会長 ほかの方、いかがですか。まだ小野委員が、下げたかな。

○小野委員 先ほどよりは聞こえるかと思います。全く聞こえないというより、ぷつぶつ切れる感じなんですよね。

○土屋会長 それ一番分からないんだよね。

○小野委員 発言のとき、さっき次長の声が半分以上、ちょっと聞こえなかったので、もう少しマイクを口に付けていただくような形だといいいのかもしれない。

○土屋会長 砂山委員、どうですか、手が挙がっていますが。

○砂山委員 はい。私も小野さんと同じで聞こえないわけではないんですが、やはり音声の途切れるところで、ちょっと聞き取りづらいということ。音量の問題ではないような気がします。

○土屋会長 分かりました。

そうすると、これから私が一番発言をする機会が多いんですけども、発言される場合はなるべくマイクに近づいて、かつ明瞭に御発言いただければ有り難いというふうに思います。

リモートの委員の方は、聞こえなくなったら、ちょっとまた途中で途切らせていいですので、是非聞こえないということを、今の古口委員のように言っていただけるといいと思います。是非お願いします。古口委員、どうもありがとうございました。

それでは、今の段階では皆さん聞こえていらっしゃるということで、議事次第に沿って進めさせていただきます。

何回も申し上げておりますが、林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてということで、今回、林野庁の案が出てまいりました。もう一回、次の9月に決めることとなりますが、その過程ではまだいろいろ、厚生労働省の方の審議会での関係もあるんですが、意見をいろいろ交わせる機会としては、やはり今回が一番重要なのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局の方から説明をまずはお願いいたします。

○猪上経営課長 経営課長の猪上でございます。

それでは、基本方針の見直しの案につきまして御説明いたします。

この案は、前回の審議会でお示した林業労働力をめぐる状況等を踏まえて、事務局にて作成しております。

それでは、早速説明させていただきます。

まず、資料1－1、こちら概要でございます。

1 ページ目、基本方針の項目、構成になりますけれども、まず1の林業における経営及び雇用の動向に関する事項、こちらは現状、課題等ということになっております。そして、2が林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向、そして、3が雇用管理の改善、事業の合理化、就業の円滑化のための措置に関する事項ということで、こちらの方では労働安全の確保、女性労働者の活躍・定着の促進、林業分野における障害者雇用の促進、あと事業の合理化の関係で

「新しい林業」の関係を項目として追加をしております。

そして、4がその他林業労働力の確保の促進に関する重要事項ということで、こちらも新設の事項がございます。（4）が地域課題に対応した林業への新規参入・起業の促進等による多様な担い手の確保、そして、（8）が外国人材の適正な受入れ、こちらの2つが新設になります。

それでは、中身の説明につきましては、資料1－2の新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。

まず1ページの1の（1）でございますけれども、こちら、森林・林業を取り巻く情勢ということで、真ん中の方で社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくことが重要であるとしております。また、近年主伐面積は増加傾向にある一方で、再生林面積は3～4割程度にとどまっており、本格的な利用期を迎える人工林については、適切な間伐、主伐後に必要な更新を図る必要があるとしております。これらを通じて資源としての循環利用を図っていくということでございます。

続きまして、（2）事業主の現状と課題でございます。

こちらにおきましては、林業経営体数は減少傾向にございます。一方で、我が国の素材生産量等は、2ページ目になりますけれども、増加していることから、1経営体当たりの事業規模の拡大が進んでおります。一方、小規模・零細な経営体もまた存在しているということであり

ます。

そして、真ん中のちょっと下辺りでは、森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による森林の経営管理の集積等の取組の推進等が必要であり、事業主には、地域の森林管理の主体としての幅広い役割が期待されるとしております。

（3）が林業労働者の雇用管理の現状と課題であります。

こちらにおきましては、通年雇用化や月給制導入、また社会保険等の導入割合は徐々に増加しているものの、季節労働者や日雇労働者の割合も多いとしまして、林業労働者の年齢構成が平準化しつつある中で、経験や能力に応じた所得配分をしやすい状況であるものの、経験や年齢を、ここから3ページでございます。重ねても他産業の同年代と比べて所得が低い状況にあり、他産業並みの所得の確保や雇用管理の改善が課題となっているとしております。

また、労働災害につきましては、長期的に減少傾向にありますけれども、全産業平均に比べると依然として極めて高い発生状況にあり、その改善は喫緊の課題である、労働者の安全と健康の確保は事業主の責務であり、労働安全対策の強化を一層促進する必要があるとしておりま

す。

そして、真ん中の辺りでは、林業労働者に対して必要な教育訓練を行うことは、事業者の責務であるとし、その下の教育訓練に当たっては、様々な現場や複数の作業内容にも対応できる林業労働者の多能工化の推進が必要であるとしております。多能工化につきましては、急激な需給の変化にも柔軟な対応を可能とし、林業労働者の所得の向上にも資するとしております。

さらに、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を実現することが重要であるとしております。

続きまして、（４）林業労働力の動向でございます。

林業労働力につきましては、長期的に減少傾向にある中で、近年、伐採等を行う林業労働者が増加に転じる一方、再生林、こちらから４ページでございます。再生林・保育を担う林業労働力は大きく減少しており、新たな局面を迎えているとしております。

新規就業者につきましては、「緑の雇用」事業開始以前と比べて増加傾向で推移し、平均年齢は若返り傾向にございますけれども、近年の有効求人倍率の高まりの中で、新規就業者数は漸減傾向にあり、就業者の定着状況につきましては、就業３年後は７割と全産業と比べて高いものの、就業７年目以降は５割を下回る状況になっております。

女性労働者につきましては、他産業と比較すると少ない状況にあるとしております。

林業の就業におきまして、安定的な雇用や所得、あるいは安全面の課題がありまして、このような就業に当たっての課題や不安に対応して就業環境を改善し、就業への魅力の向上を図る必要があるとしております。

続きまして、２の林業労働力の確保の促進に関する基本的な方向であります。

「グリーン成長」の実現に向けまして、主伐後の適切な更新を含め、その担い手となる林業労働力の確保が重要である、その際、特に再生林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化することが必要であるとしております。

続きまして、５ページでございます。

２パラ目ですけれども、林業への新規就業や定着のために、週休制導入等の働き方改革の推進、あるいは、キャリア形成の支援、能力評価の導入、これらにより処遇改善につながる取組を促進するとしております。

また、林業が果たす役割に対する理解の促進や林業の魅力の発信が重要であるとしております。

そして、一番下のパラでは、林業労働力確保支援センターが地域の関係機関と連携して事業主の指導を行う、また、国の補助事業、ここから6ページ目でございます。補助事業においてクロスコンプライアンスの取組を進めるとしております。

さらに、都道府県が事業主の認定を行うに当たっては、新たに造林等の事業を行う会社を興し、又は他業種から林業に参入する事業主についても、一定の条件の下で対象としまして、その他、地域の森林整備の担い手として、いわゆる自伐型林業や特定地域づくり事業協同組合の枠組みの活用など、林業労働の裾野の拡大につながる動きも見られますので、こうした動きを促進する観点から事業主への指導等を適切に行う必要があるとしております。

さらに、地方移住への関心の高まりが見られる中で、雇用の受皿としての林業への期待が高まっており、その期待に応えることが求められているとしております。

続きまして、大項目の3の雇用管理の改善、事業の合理化、就業の円滑化のための措置に関する事項であります。

7ページへ移っていただきまして、こちらでは、森林組合については森林組合法の改正措置を活用した事業連携を促進し、経営基盤を強化する必要があるとしております。

(1) のアが雇用管理の改善を促進するための措置ということで、(ア)の雇用管理の充実において、事業主を対象とした雇用管理研修やコンサルティング等を促進することを記載しております。

(イ)の雇用関係の明確化におきましては、労働者と明確な雇用契約を結び、直接雇用を進めることが必要であり、いわゆる「一人親方」との契約につきましても、労働関係法令の適用があり得ることについて、周知等を行うこととしております。

(ウ)が雇用の安定化でございます。雇用の安定化を図るためには、能力に応じた所得を確保するとともに、職業生活に対する不安を取り除き安心して働ける雇用環境へ改善することが必要であるとしまして、8ページでございます。通年雇用化や月給制導入に努めるとしております。

そして、(エ)が労働条件の改善でございます。こちらでは、まず冒頭で、労働条件の改善に当たっては、相当程度の事業量の確保と高い生産性による収益性の向上のほか、キャリア形成の支援、多能工化の推進、能力評価の導入等を通じた、他産業並みの所得の確保が重要であるとしております。

その上で、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革、小規模の事業所でも就業規則の作成を促進すること、また、法令で定められた社会保険等への加入等について記載をしております。

さらに、政府調達の対象企業の賃上げを促す取組を行うなど、労働者の処遇改善を促進するとしております。

続きまして、（オ）の労働安全の確保でございます。こちらにおきましては、労働安全衛生関係法令等に基づく遵守事項の徹底を図ることが重要であり、近年の労働災害等の発生状況を踏まえた、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修や小規模な事業主等の、こちらから9ページになります。安全対策を強化するとしております。

あわせて、伐倒技術の向上につながる技能検定制度の導入、また、装備・装置等の普及、さらに労働災害発生時に即時の救助要請が可能となる通信手段の活用により緊急時の連絡体制の確保を図るとしております。

続きまして、（キ）の教育訓練の充実でございます。10ページにお移りください。こちらでは、就業後一定の経験を有する熟練した林業労働者に対する学び直しの機会、いわゆるリカレント教育というものでありますけれども、その充実を図るとしております。

また、林業大学校等において林業への就業を目指す学生等への支援について明記しております。

続きまして、（コ）の女性労働者の活躍・定着の促進でございます。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等に基づく取組を推進するとしております。

また、職場環境の改善、安心して子供を産み育てることが出来る就労環境の整備を推進するとしております。

続きまして（ケ）の高齢労働者の活躍の促進であります。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律における定年の引上げ等の制度が適正に運用されるよう周知指導等を行うとしております。

また、健康、体力等に対応した就労環境の整備を図るとしております。

続きまして、11ページでございます。

（コ）の障害者雇用の促進におきましては、仕事の切り出しの工夫等による障害者の雇用について普及啓発を促進するとしております。

（サ）のその他の雇用管理の改善におきましては、支援センターによる事業主の雇用管理改善の状況の定期的な点検、働き方改革の推進に向けた適切な助言・指導等の取組を促進するとしております。

また、請負事業につきまして、適切な価格転嫁、適切な工期の設定等を推進し、特に労働条件の改善に資する事業の発注を推進するとしております。

続きまして、イの事業の合理化を促進するための措置でございます。

こちらの（ア）の事業量の安定的確保のところでは、下の方で、森林施業プランナーにつき明記をしまして、森林経営管理制度による経営管理実施権の設定を活用する等、こちらから12ページになります。事業主は長期的視点をもって経営力の強化に取り組むとしております。

国有林事業におきましては、樹木採取権制度の推進に努めるとしてしております。

（イ）の生産性の向上におきましては、その一番下の方で、事業量の変動への対応等に資する多能工化を推進するとしております。

（ウ）が「新しい林業」の実現に向けた対応ということで、13ページでございます。

スマート林業等の活用に必要な知識、技術、技能を持つデジタル人材の育成を推進するとしております。

（エ）が林業労働者のキャリアに応じた技能の向上ということで、こちらでは「緑の雇用」事業、あと森林施業プランナー、森林経営プランナーについて明記をしております。

続きまして、14ページでございます。

こちらの上の方では、技能検定制度についてまず記載をしまして、その上で能力評価と職業能力の見える化を推進するとしております。

（２）の就業の円滑化のための措置におきましては、「緑の雇用」事業等による就業希望者へのガイダンスや現場訪問先との連絡調整、トライアル雇用等の取組を推進するとしまして、さらに、定住への取組との連携を図るとしてしております。

大項目の４が、その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項ということで、（２）の支援センターの業務運営におきましては、15ページでございます。事業主に対する指導等の支援が効果的に実施できるよう、関係機関の連携強化を図るとしてしております。

続きまして、（４）の地域課題に対応した林業への新規参入・起業の促進等による多様な担い手の確保であります。こちらにおきましては、林業への新規参入や起業、また、いわゆる自伐型林業や特定地域づくり事業協同組合の枠組みを活用した取組、また、地域間の連携等による林業労働力の確保の動きが見られるとしまして、このような再生林の推進等の地域課題への対応、また、林業労働力の裾野の拡大による事業量の変動への対応といった観点から、こうした地域における課題に対応した多様な担い手の確保に向けた取組を促進するとしております。

続きまして、16ページでございます。

こちらにおきましては、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律を踏まえた都市等における木材利用、あと、次の下の（６）におきまして

は、森林サービス産業、あと17ページでございます。こちらにおきましては、「関係人口」といったキーワードを入れております。

(8)は外国人材の適正な受入れでございます。外国人材につきましても、日本人と同様、雇用管理の改善が重要であるとしまして、現在、業界団体におきまして技能実習の2号移行対象職種追加に向けた取組が行われておりますけれども、受入れに当たりましては、18ページでございます。関係法令を遵守するとともに、適正な雇用契約、就業環境整備を行うとしております。

また、労働力不足に対応する特定技能制度につきましても、国内人材の確保を引き続き強力に推進し、国内人材の処遇や労働安全対策等に十分配慮をしつつ、労働力の確保の状況を踏まえて活用の検討を進めるとしております。

新旧対照表の説明は以上でございます。

資料の1-3、1-4、1-5が前回の審議会で立花先生から労働安全の関係で諸外国のこととか、あと、各県のデータとかそういうものを見て特徴的な取組とか、そういうものを見れば参考になるんじゃないかというような御指摘を頂きまして、まとめた資料でございます。

まず、1-3につきましては、1ページ目でありますけれども、こちらドイツにおける林業労働力の教育制度ということで、ドイツの職業教育におきましては、公的職業学校での研修、あと企業でのOJTを並行して行っているというものであります。労働安全に関しましても、学校と企業で繰り返し学習をするとなっております。

そして、右側のドイツの林業労働者でありますけれども、林業作業士、これフォレストビルドといいますけれども、こちらにつきましては公的職業学校での試験に合格して資格を取得するとなっております。さらに実務経験や研修等を経まして、職工長、フォアアルバイター、あとマイスター、こういった資格を取得するというようになっております。

続きまして、もう1枚がオーストリアの関係でございますけれども、オーストリアにおきましても研修でありますとか実務経験を経て、左の下にありますけれども、森林作業員、森林専門作業員、森林マイスター、こういった資格を取得する仕組みとなっております。

右側の労働安全関係のところを見ますと、そのポツの下の方ですけれども、農家の従事者は一般に安全教育を受けている割合が低く、災害発生割合が高いことから、その対応が課題となっております。

さらには、その下の保護具の購入支援といったことも行われているということでもあります。

続きまして、資料1-4であります。

こちら、各国の林業労働災害の海外の状況をデータを取りまとめてみました。林業労働者の定義でありますとか、労働災害の定義が必ずしも統一されたものではございませんけれども、大体の傾向は見えるんじゃないかと思っております。

その中で、死亡、死傷の発生率につきましては、並べてみますと各国ともやはりどこも高く、林業の労働災害が課題になっていることは見て取れると思っております。ただ、スウェーデンは目に見えて発生率が低いという状況になっておりまして、これにつきましては機械化が進んでいて、チェーンソー作業等が少ないといった、そういった事情があるのかなというふうに推測はしております。

続きまして、資料1－5でございます。

こちらは新規就業者数の増加でありますとか、賃金の上昇、1,000人当たりの死傷災害数の減少等が見られる都道府県をピックアップしまして、特徴的な取組を中心に整理いたしました。

1 ページにおきましては、例えば北海道でありますネットワークの構築と情報発信、栃木であります就業アドバイザー、高知県であります林業の魅力を伝えるセミナーの実施でありますとか、山口県においては就業相談、こういった取組が行われております。

2 ページにおきましては、愛知県におきましてはマッチングの支援でありますとか、あと奈良県におきましては県庁内に林業の無料職業紹介所を開く、こういった取組が行われております。

3 ページにおきましては、こちらは「緑の雇用」事業との連携で、例えば「緑の雇用」事業の対象外の経営者に対する研修とか、そういった「緑の雇用」事業と連携した取組が行われているということでもあります。

続きまして、4 ページにおきましては、こちらの労働安全衛生に関するものでありますけれども、リスクアセスメントの普及や導入でありますとか、安全管理指導員の育成、また、中核的指導者の育成、こういった取組が行われております。

5 ページにおきましては、こちらその他の事項でございますけれども、経営者向けのセミナーを開催するでありますとか、新規参入を促進するために高性能林業機械の導入や資格取得に必要な経費を助成するでありますとか、自伐林家として活躍するための技術研修、こういった取組が行われております。

続きまして、6 ページでございます。

6 ページにおきましては、給与体系を日給制から月給制にする計画を作成した場合に補助率をアップする、こういった取組があります。また、高知県におきましては、女性限定のセミナー

一を開催でありますとか、また、外国人の関係におきましては、県内の林業経営体及びベトナムの国営林業公社との３者による連携・協力協定、そういった取組が行われているところでもあります。

資料の説明については以上でございます。

あと、今後のことなんですけれども、基本方針は厚生労働省との共管でありますので、厚生労働省の審議会においても議論されることになっております。そして、今後の予定としましては、来週月曜日に厚労省の審議会が開催されますので、そこで本日、林政審でお示したものと同一案が審議されることとなっております。

事務局におきましては、両審議会で頂いた御意見を基に、厚労省と調整をしまして、両省の案として整理したものを会長に確認いただいた上で、そこから各省協議及びパブリックコメントに掛けたいと考えております。そして、パブリックコメント等を踏まえた最終的な案を第３回の審議会で御審議いただき、答申を賜りたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

リモートの通信環境は大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

○福島委員 福島ですけれども、ちょっとやっぱりチャットにも書きましたけれども、時々やっぱり途切れるところがあって聞こえづらいところがございます。全部ではないんですけれども。

○土屋会長 はい、分かりました。なるべく滑舌よくしゃべった方がいいですね。

これから、私の時計ですと大体30分ぐらいお時間をこの基本方針については検討の時間があるんですが、30分というのは非常にこれまでの皆さんの活発な御議論の経験からすると非常に短くなっています。申し訳ないんですが、もう一度申し上げますが、御発言は明確に、かつ簡潔にお願いいたします。なるべく多くの方、これは立場によって様々な御意見があり得ると思いますので、なるべくたくさんの方から御意見を頂きたいので、そのところをよろしく願いいたします。

それで、ちょっと今日はオンライン環境が良くない状況がありますので、まず初めに、オンラインでつながっておられる全部で8人の方がいらっしゃるので、そちらの方から先に進めたいと思っています。

ちょっとその前に欠席されている中崎委員の方から事前に御意見を頂いておりますので、それを経営課長の方から代読いただけますでしょうか。

○猪上経営課長 それでは、事務局から中崎委員の御意見を代読いたします。

森林を持続的に管理、利用し、カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現するためには、それを担う人材の確保が不可欠である。「緑の雇用」事業は、林業の労働力確保に極めて重要な事業。

平成15年度に開始した「緑の雇用」事業により、新規就業者はそれまで年間2,000人強であったものが3,000人強まで増加し、平均年齢が若返るとともに、女性の新規参入も見られる。しかし、林業は他産業に比べて労働災害の発生率が高く、賃金も低い。林業労働者が安心して就労できるよう、労働災害の防止と賃金の引上げなど、就労環境の改善が必要。

昨年、全国森林組合大会において決議した新森林組合系統運動方針、J F o r e s t ビジョン2030でも働く人の取得向上、就業環境改善を大目標の一つに位置付け、他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員、現場技能者について取得の向上、労働安全対策を始めとした就業環境改善を進めるとしたところ。また、全国森林組合連合会に事務局を置く林業技能向上センターは、林業の技能検定の創設に取り組んでいる。林業の技能検定は、林業労働者の基本的な技能の強化し、就労環境の改善や労働安全を確保するために不可欠であり、早期創設が必要である。

外国人労働者については、地域によって深刻な人手不足の状況にある中、受入れに期待を寄せる声があることから、その仕組みづくりを進める必要がある。

一方で、林業は危険な作業を伴うことから、技能やコミュニケーション不足による外国人の労働災害の発生を懸念する声がある。このため、安全面に十分配慮した仕組みづくりの検討が必要である。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の中崎委員の御意見も踏まえながら、これから皆さんの御意見を伺いたいと思います。

その前に申しましたように、まずはオンラインで参加されている委員の方から御意見を頂けたらと思いますが、挙手、若しくは御発言、若しくは手挙げマークを付けていただくなり、何なりで意思を表示していただければと思います。

まず、福島委員が手が挙がっていると認識していますが、そうしたら福島委員からにしましょうかね。ほかの方も挙がっております。

まずは、福島委員、お願いいたします。

○福島委員 はい、すみません。

基本方針案の10ページにあります女性労働者の活躍・定着の促進について、2点御意見を申し上げます。

林業に関心を持っている女性でも、やっぱりまだまだ林業は遠い世界だという印象を持っている方は少なくないというふうに思います。その距離を縮める有効な手段というのは、やはりロールモデルとの接点というのが非常に重要なのではないかというふうに感じます。そういう点で、非常に効果を上げた都道府県の実組、資料1－5の先ほどちょっと触れてもいただいたんですけども、高知県の実組で女性向けの林業の女性経営者や従業者とのトークセッションが挙げられておりましたので、こうした実組を全国的に広げていくことが可能であれば、この基本方針に林業に関心を持っている女性と、女性従業者との交流の機会を設けることを促進するといった方針を入れていただけるといいのではないかと思います。

それと、もう1点は、ちょっと細かいことで恐縮なんですけど、この10ページの基本方針の表現のところなんですけれども、一番最後の文面に「働きながら安心して子どもを産み育てることができる就労環境の整備を推進する」というふうにあるんですけども、ちょっと考え過ぎなのかもしれませんが、この「子どもを産み育てる」というのは、人生の選択肢の一つですので、この一つだけを取り上げて記載されると、何となくこの生き方を推奨されているというか、押し付けられているような印象を持たれる方、違和感を感じる女性の方も多いのではないのでしょうか。そのことを私自身、危惧いたしました。ですので、ここは表現を改めていただいて、例えば、それぞれが目指すワーク・ライフ・バランスを実現できる就労環境の整備を推進するといった表現の方がいいのではないかと思います。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

事務局の方からのお答えは、これまでと同じように何人かの方からの質問や意見をまとめてお答えするようにいたしますので、福島委員、ちょっとお待ちください。

ほかに手が挙がっている方が、ちょっと私の方でうまく認識できない。

今、出島委員と深町委員から手が挙がって……すみません、私よく見えていなかったのですが、出島委員が挙がって、砂山委員からも挙がったというふうにお聞きしていますが、それでよろしいですか。

そうしましたら、出島委員、続いて砂山委員の方からお願いいたします。

○出島委員 はい。よろしくお願いいたします。

今回、森林・林業基本計画で挙げたそのグリーン成長というものがベースになっていると思

うんですけれども、その書きぶりについて意見をさせていただきたいと思います。

基本計画においては、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、「社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する『グリーン成長』」というふうに書かれていて、今回のこの基本方針の中で、やはりこの「グリーン成長」を説明する際に、この多面的機能という文脈が抜けているなというのが大変気になりまして、この基本方針の本筋の部分ではないとは思いますが、世界的な潮流を見てもカーボンニュートラルだけではなくて、やはり森林であれば多面的機能、生物多様性ということが両輪だということが言われていますので、この「グリーン成長」という言葉の中にも計画の中で位置付けられていることですので、少し書きぶりも御検討いただきたいというふうに思いました。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど申しましたように、幾つかまとめて回答いただきますので、次は砂山委員、お願いいたします。

○砂山委員 はい。ありがとうございます。砂山でございます。

先ほど、福島委員からおっしゃっていただいたんですけれども、私もやはりこの10ページの女性労働者の活躍・定着の促進という項目に、やはり表現の仕方が少し引っかかりました。どうしても男性から見た女性の活躍という視点が色濃く出ているなという、女性に期待する、男性から女性に期待することみたいなふうに受け取ってしまいました。

その中で、やはり全体的に言えるのかもしれないですけれども、女性にやさしい、女性の活躍というときに、やはりそこが上手にできると、この後にも出てきますけれども、高齢者にとっても障害をお持ちの方にとっても働きやすい環境というのができるんじゃないかなというふうに、ユニバーサルデザインの考え方が多分そうだと思うんですけれども、誰にとってもやさしいというのが、やはりこの労働力確保、男性プラス女性にも高齢者にも障害をお持ちの方にもというふうに考えるときには、必要な視点なんじゃないかなというふうに感じたのが一つ。

それから、ここの続きで、11ページなんですけれども、その障害者雇用という、ここがちょっと私も細くなってしまうんですけれども、その「障害者」という書き方ですね。今、「害」という字を使わない、平仮名で表現するということが多いのかな。何かその辺が少し、厚労省の協議の中でもしかしたら出てくるのかもしれないですけれども、この言葉の表現が一つ気になりました。

あと、感想なんですけれども、ここに書かれていること、物すごくよくできていて、これ実

現されるととてもいいなと思った半面、私とても苦しくなりました。事業者に求められることが物すごく多くて、労働者の確保もそう、仕事も作らないといけない、合意形成も図らないといけない、労働者が辞めないように配慮しなければいけない、いろんなことが書いてあって、私はどうしても自分が働くその先、仕事をしていただく方の顔が浮かんでしまうんですけども、こういうことを全部その事業者の役割として期待してしまうと、もう誰もやってくれないんじゃないかって思っちゃうほど苦しくなったんですね。

ここに書いてあることはこうしなければ、こうしていくぞということなのかもしれないですけども、そこに何かこれから支援をセットで考えていただけるようになればいいなというふうに感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、3人の方から御意見を頂きました。ひとまずオンラインの方はよろしいですか。

日當委員、いかがですか。先ほど挙げられていたようなんですが。

○日當委員 すみません、日當でございます。

間違って挙げたというわけではなかったんですが、私の方から意見なんですけれども、林業が盛んな地域におりますと、全く林業を知らないというか、興味はあるんだけど正しい理解が進んでいないというふうな方々も多くて、まだまだ木こりの世界ではないかなというふうなところがあります。

私たちもいろんな場面を通じて、今の林業の最前線の情報等をお伝えしながら、正にここで書かれている魅力の発信に努めているというところの中で、少しはまず将来の職業選択の土俵に上がっていただくことを、母数を増やすというふうなことをしておるところです。

そうした中で、少しずつですが、そのような取組を通じて増えてきているというふうなことで、全体としてこの魅力の発信に努めるというふうなキーワードが感じられますので、是非こういった取組が実現されるとうれしいかなというふうなところなんです。

それと、15ページの（４）のところに地域課題に対応した林業への新規参入・起業の促進等による多様な担い手の中で、紹介として、製材工場や木材市場等による林業への新規参入や林業事業体での参入というふうなことが紹介されておりまして、どちらかというと林業の現場、特に積極的な連携を捉えているところがあるかと思いますが、このような製材工場や中間、川上の方々が林業と一体として連携される、また林業の現場に取り組んで進出することが、新規参入ができるような取組というのも、今後の素材生産を活性化させていくというふうなこと

の一つの在り方としてもよろしいのではないかなというふうなことで感じられました。このような取組が全国的にも広まっていかれることをちょっと期待したいと思っております。

意見として申し上げます。以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今まで4人の方から御意見いただきまして、それから今、手を挙げていただいているのは、小野委員と深町委員が手を挙げていただいているというのは分かるんですが、ちょっとそろそろ一旦は事務局からお答えを頂きたいなというところなんです、もしも、今までの御発言と関連した御発言であれば一緒に今していただいた方がいいと思うんですけども、ちょっと別であれば少し待っていただいて、その後にしたいと思うんですが、いかがですか。今までと関連した御質問があれば。小野委員は関連があるということによろしいですか。深町委員は関連は特にない。

では、小野委員、お願いします。

○小野委員 はい。小野でございます。お時間頂きまして、ありがとうございます。

先ほどの福島委員と砂山委員の意見と少し加えまして感想と、今後の展望として述べさせていただきますと思うんですが、今回の案の中で多様な人材の確保ということで、女性の雇用はもちろんのこと、障害者の雇用であるとか高齢者の雇用というのが明確に記してあることは、すごく今後の展開に期待ができるなということを思ったのですが、今、この女性の労働者の問題、障害者の問題を語るときに、今の時代の中で性の問題というのは結構大きな一つトピックになってくるのかなと思っていて、今、障害者が日本の人口の約7.6%、964万人ほどいらっしゃいますが、同等の割合で今、LGBTと言われる女性でも男性でもないという方が割と多く見られております。人口に割合すると左利きの人と同じぐらいいるというふうに言われていますので、この女性、男性という表記の仕方が、もう少し柔らかい表現で、例えば、多様な人材が働ける労働環境の確保であるとか、今後、こちらを厚労省の方にお見せすることも考えていくと、もう少しこの辺り、今後なのかもしれませんが、表現を柔らかくというか、伝えていただくといいのかなというふうに感じました。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、一旦、御意見、御質問を頂くのを打ち切って、事務局の方からまとめてお答えを頂ければと思います。いかがでしょうか。

○猪上経営課長 御意見ありがとうございます。いずれも非常に重要な論点であるというふう

に考えております。

まず、福島委員、砂山委員、小野委員から頂いた女性のところの記述でございますけれども、頂いた御意見を踏まえまして、表現ぶりについて再検討させていただきたいと考えております。

また、出島委員から頂いた「グリーン成長」のところの、基本計画における多面的機能といったところも踏まえた記述の在り方でございますけれども、こちらについても御意見を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

また、砂山委員からは、事業者に求めるところが非常に多い、今回多くなっているというところを御意見いただきました。こちらにつきましては、我々もそういう事業者の取組をしっかりと支援していけるように対応していきたいと考えております。

また、日當委員からは、林業の正しい理解、あるいはその魅力の発信というところで御意見を頂きました。こちらについては、我々も魅力の発信にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、参入の話については、地域の多様なニーズでありますとか、林業の活性化にもつながるものと考えておりますので、我々としてもそういう参入、あるいは起業、あるいはその他多様な担い手の確保について、取組を促進していきたいと考えております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。特にほかの課長さんはよろしいですね。

そうしたら、引き続き、質疑を続けます。

お待たせしておりましたが、深町委員、お願いいたします。

○深町委員 すみません、ありがとうございます。

どういう人材を育成していくかというようなところで、先ほども多様な在り方ということがあったんですけども、全体として機械化だとか効率化というようなところに重点が置かれているようなところがあります。それはすごく大事なことですけれども、やはり求められる人材、それから地域地域のいろんな状況に応じた林業ということで、例えば広葉樹やアカマツがある地域ではそれらを多様に使うなど、いろんな形の林業、あるいは林産物利用を活かすことが大切だと思います。また、文化財を支えるような森づくりというのが求められている地域もあったりするので、そうした様々な選択を支援していけるとよいと思います。こうした内容が伝わり、多様な人材の育成につながるとすごくいいなと思うところがあります。あと、例えば16ページくらいにバイオマスや森林サービス産業の推進などが、山村地域の活性化というところにあるのですが、これは単に山村地域の活性化だとか定住だけではなくて、例えばバイオマ

スを使う林業技術としても重要であり、人材の育成のあり方にも関わると思います。山村地域の活性化にとどまらず、もう少し広い観点でこうした内容を位置付けられるよう、何か工夫ができればお願いしたいなと思ったところです。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほどから申していますように、幾つかまとめて回答を事務局の方から頂くようにさせていただきます。

ここまでオンライン参加の方に絞って御意見を頂いてきたんですが、お待たせしました。会場におられる委員の方の方が実は多いわけで、ここの皆様から御発言を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

野田委員、どうぞ。

○野田委員 野田でございます。

私の方からちょっと意見を些細なことではあるんですが、この労働力の確保の基本方針の変更というのが今回のテーマなんですが、その変更にあたって、前回の基本方針を策定されたのが、多分十数年前だったと思います。今日までに、いわゆるこの林業業界が、あるいは木材産業業界を含めてどのように変化してきたのか。さっき、これ一番入り口なんですが、森林・林業を取り巻く情勢というところに、やはりこの10年間の特に変化のあった部分というのを少し具体的に表現をしていただいて、その上で、いわゆるこの林業労働力の確保というのが非常にますます重要になってきたんだという、そういう流れの中でこの基本計画をまとめていった方が分かりやすいのかなと。いわゆる、何が変化してきて、これから何をしていかなければいけないか、そういったところをちょっと感じたところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 立花委員、じゃまずはい。吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 簡潔にというお話なので、なかなか難しいんですが、これ非常に多岐にわたるお話が書いてあるものですよね。今回、2点だけちょっとお話をしたいと思います。

一つは、今、野田委員からお話のあったように10年前の環境との違いということからすれば、やはり外国人労働者の問題が出てきたことだろうと思います。たまたま私どもの林業経営者協会から出しております機関誌がございますが、ここで外国人労働者の問題を取り扱いました。これは森林総研の田中先生に書いていただいたんですけども、ちょっと私も余り詳しくなかったのが愕然としたんですけども、農林水産省の中で、いわゆる技能実習1号しか使えない

のは林業だけで、農業、漁業とも、もう既に3号へ移行しておりますし、例えば農業ですと3万人を超える方々、漁業でも3,000人を超える方々が5年の期間で就労されているという状況にあるようです。

片や、先ほど高知県の事例でございましたけれども、林業の場合は1年で多分100名程度なんだろうと思われます。こういった仕組みづくりで林業が完全に立ち遅れてしまっているんですね。先ほどの資料の3ページにありますように林業労働者は長期的な減少傾向にある中で、近年は素材生産の増加に伴う伐採を行う労働者が増えてきましたが、それに対して、再造林を行う労働者が減少しています。この違いは、素材生産業者に関していえば、意欲的であり当然労働者数が増える。一方、再造林については意欲がないんですよ。今の林業が置かれている状況の中で山主が再造林をする意欲がないから労働者も減っているということであり、山主に造林意欲を持たせなかったら、結局その労働者だけ増やそうというのは無理ということです。

このような中で、外国人労働者をどこで活用するかといたら、やっぱり再造林等の作業なんですよね。当然、安全問題から考えると、再造林で外国人労働者を活用することが基本と考えるべきであり、その場合、少なくとも農業、漁業と同じように技能実習2号の仕組みで活用できるようにすることが是非必要と思います。

但し、今は実際にそんなに求められていないかもしれませんが、将来に向けてその仕組みは作っておく必要があります。このままで置いておけば、3割しか造林されていないわけですから、伐採面積の3割ですよ。特に民有林にしたら多分2割ぐらいじゃないでしょうか。というのは、いわゆる水源涵養保安林のように保安林に指定されている森林は、法律上、再造林しなければならないというルールがあるので再造林されていますが、それ以外の森林は造林されていないというふうに考えても良いぐらいの状況です。

だから、こういう状況を改善する方法として外国人労働者も含めて何か考えなくてはならないと考えます。

もう1点は、労働安全の問題です。先ほども請負事業が多いという話でしたが、私どもの現場で、例えば入札なんかを行いますと、いわゆる社会保険等を全くカバーされていないような業態の事業者がいわゆる入札でコンピートされますと、価格面で勝てるわけじゃないんですね。

例えば一人親方みたいな事業者も含めて、事業主に対する徹底的な安全指導が必要であり、特に伐採作業における事故が多いことから素材生産を担う事業主に対してきっちり教育していかなくちゃいけない、その点に力を入れるべきであるというふうに考える次第です。

だから、それを見合った、当然、価格転嫁されるべきだというふうに書かれているんですが、現実としてはそこまでいっていないということですよ。その辺のところを現実を踏まえた力の入れ方ですね、どこへ一番力を入れるべきかというところを少し主張したいと思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。もっと御発言がしたかったのかもしれませんが、ありがとうございます。

○吉川委員 まだちょっと足りません。

○土屋会長 ほかの委員の方はいかがでしょうか。実はもう時間は過ぎているんですけども、もう少し延長させていただきます。

まずは、丸川委員。

○丸川委員 ありがとうございます。

修正とかそういうことではございませんで、今の吉川委員のお話も前半のお話の方も、やっぱり多様な人材の確保って大変必要で、最後に新たに外国人が出てきたというのは非常に画期的というか、鉄にもやっぱり10年前、20年前はそういう人がいなかった人が入ってきている。それから、建設業もやっぱりそういう動きをステップ・バイ・ステップでやってこようとしているということを考えると、従来の施策に加えて何かをやるというところが、多分新設の意味だと思いますので、やはり外国人労働者につきましては丁寧な対応が必要かと思いますが、きちんと政策として実現していただくというのが、林業の成長産業化にはふさわしいことだというふうに思っております。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、玉置委員ですね。次、では塚本委員。

○玉置委員 ありがとうございます。

林業という体質上、地域によって状況は様々だとは思いますが、すごく多面的というか、段階的に整理されているとは思いますが。

私は建築業なんですけど、建築の方が職種としては広いかと思います。ただ、その中でも現場に入るといいうところになると極端に人材が不足してしまいます。それは林業でも同じではないかなというふうに思っております。

人材確保といったときに、社員化とか就労環境を整えとかに重点を置いて、一事業者ではできないことなので、団体として全国展開を行ってきました。その中で人材育成だったり技術

の継承ということをやってきたんですが、今9年目にして課題がみえてきました。それは、さつき日當委員からも出ましたけれども、本当にその若い人に入ってもらうための魅力を伝える、正しい情報を伝えるというところできていなかったことです。

林業もきっと同じだと思います。正しい理解をしてもらうことで、もっともっと魅力ある業界だということが、分かっていた上で入ってきてもらう。そうすると安定化にもつながると思いますので、そこには是非注力をしていただきたいなと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

では、塚本委員、お願いします。先ほど手を挙げていたので、立花委員もその次、お願いします。

○塚本委員 お示しいただいた基本方針は、多様な人材の育成、確保と、労働安全対策の強化という2点に注力する内容になっています。担い手確保における非常に重要な視点が盛り込まれており、その点は非常に評価しているところです。

この多様な人材の中には、女性や外国人、自伐林家のような短期的な労働者などが入っておりこれまでとは違う形で林業労働力の裾野を広げていこうという意欲的な内容になっていると思います。

その中で、2点申し上げたいことがございます。

1点目は、女性労働者の活躍・定着の促進についてです。多くの委員からお話があったとおり子どもを産み育てるという表現は今の時代に相応しくないのかもしれませんが、林業事業体において、産休や育休制度について理解が進んでいない現状があるのも事実でございます。現場における環境整備が進むような書きぶりの工夫を是非お願いしたいと思います。

2点目ですけれども、多くの委員からご意見がございました外国人材の適正な受け入れについてです。高知県にも非常に熱心に取り組まれている民間企業がございます。私が林業大学校に勤務していたときに、その企業と協力協定を結んでいる外国の企業体の方が視察に來られて、意見交換もさせていただきました。このような民間の取組が進んでいる状況の中で、国においても、それぞれの地域に合った形で取組が進むような対応について考えていく必要があるのではないかと思います。今回示された案にはそのような記述もあり、様々な意欲的な取組が前進するよう基本方針の中で整理していただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

質問を頂くのに気を取られて、事務局の方大丈夫ですか、たくさん質問がたまっていますけれども、もう少ししたいんですけども、大丈夫ですか。はい、どうもありがとうございます。

す。

そうしましたら、立花委員、お願いします。

○立花委員 ありがとうございます。

まず、今日の資料の中でヨーロッパの取組であるとか、国内の都道府県の取組に関する資料を集めて御紹介いただき、ありがとうございました。改めてこれらを見る中で、林業先進国の状況把握や国と都道府県との連携、情報共有を図ることの有効性を感じた次第です。そういうことを今後も続けていただいて、林業労働に係る様々な環境をよくして賃金を上げていくことが大事と感じました。

それで、私から2つ申し上げたいと思います。

まず、能力評価、技能検定制度が今回出ているんですけども、是非このところに賃金を反映させるような形に持っていつていただきたいと思います。資格を取ることによって一定の賃金が上がるということになれば、技能を一層高めようというインセンティブになっていくと期待されます。是非そのような形での方向性を示していただきたいと思います。この技能検定はすごく大事だと思っていますので、私は期待をしています。

あと、もう一つは、今回の多様な人材のことが書かれていて、塚本委員と同じような感想を持った次第ですけども、1点加えて戴きたい部分があります。それは種苗です。実は、育種、育苗では、女性も障害を持った方も高齢な方も様々な形での活躍をされていると認識します。林業にとっては最初の礎となる分野ですので、この分野も含めた林業労働ということで、是非このことを加えて内容を拡充していただければと思いました。

以上です。

○土屋会長 斎藤委員ですね、お願いします。

○斎藤委員 発言の機会をいただきありがとうございます。

吉川委員を始め皆様方が挙げていらっしゃいました外国人材の適正な受入れにつきまして、私も気になっておりまして少し検索いたしましたところ、森林総合研究所の田中亘先生の記事では、2019年設立の林業技能向上センターが着手して、技能実習制度の本格的な導入まで5年程度が見込まれるとのことでございました。今現在、就労期間は1年間で可能、それより長くするためには技能検定制度を整備して2号移行対象職種に移行するために、まず検定機関を整備する必要があるとのことでございます。現在はどのようなステージにありますでしょうか。また就労期間を5年間に移行できる特定技能制度の創設についても言及されていますが、将来的にこちらの概要を見据えているということでしょうか。可能でしたら資料17ページのご記載

に加えて、具体的な現在の進捗と目標についての記述を加えていただきますとわかりやすいかと存じます。

○土屋会長 ありがとうございます。

時間が大分過ぎているので、もう御一方、松本委員の方が手を挙げているということなので、ちょっと私は認識できなかったんですけども、そこまででひとまず御意見や質問を打ち切りたいと思います。

松本委員、お願いいたします。

○松本委員 松本です。よろしくお願いいたします。

今回、この労働力確保の促進に関する基本方針ということなので、当然その問い掛ける先は事業者、事業者というのは所有者ではなくて、恐らく素材生産業者さんメインということになると思います。

それで、ここでは事業量の確保ですとか、要するに経営をしっかりして、経営状態を上げた上で雇用環境をしっかり整えていこうという大きな流れだと思うんですけども、企業努力を促すのであれば、現在、多分その所有者と素材生産業者の方というのは地域の中で固定的な関係にあるんじゃないかなと。地域の中ではある程度、独占的な関係になっているんじゃないかなと思っています。

そうすると、その業者間の競争というものがないかと。業者の流動化というか、広域化というか、そういう競争という、ある程度の事業環境の中で企業努力を求めていくという視点が必要なのではないかなということを思いました。それが1点。

最後、17ページ目の外国人材の適正な受入れということが新たに加わりましたけれども、ここで書かれているのは単年度当たりですね、1年間のコストでいうと、ずっとここで書かれているような、ある程度、活用していくのがメリットありということなんですけれども、地域の将来にわたる受入れコストを考えていく必要があるんじゃないかなと。そうすると、やはり地域の自治体の理解なり協力を仰いだ上で、こういった外国人材の適正な受入れを図っていくという、こういった視点も必要じゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

たくさんの委員の方から非常に多様な御意見を頂いたところです。事務局の方大分大変だと思うんですが、適宜、手短にお答えを頂ければと思います。

○猪上経営課長 御意見どうもありがとうございました。

多様な担い手の関係では、深町委員、丸川委員、玉置委員、塚本委員から御意見いただきましたけれども、これは地域によって本当に状況が様々であるというところに対応していく、それで、林業労働力の裾野を拡大していくということで今回記載したものですので、この点をしっかり関係者、自治体、あるいは事業者等、説明をして、こういう取組を促進したいと考えております。

また、野田委員から状況の変化というようなこと、そういうことも書くべきじゃないかということで御指摘いただきました。これにつきましては、実は土屋会長からも事前に御説明した際に御意見を頂いていまして、前回の基本方針から、あるいは基本計画からできたこと、できなかったこととか、そういう要素も入れた方がいいんじゃないかというような御指摘を頂いておりますので、そういう土屋会長と野田委員から頂いた意見も踏まえて、記述ぶりについては検討させていただきたいと考えております。

また、外国人材の関係でありますけれども、吉川委員、丸川委員、塚本委員、立花委員、松本委員から御意見を頂いております。外国人材のうち、特に特定技能制度につきましては、国内の人材の処遇の改善とか、あるいは国内人材、外国人材を問わずに、安全対策を十分にしっかりやるという、そういうことに配慮しながら検討するというところで、今回記載をさせていただいたところであります。

それで、斎藤委員から技能検定も特定技能も今どの程度まで検討が進んで、どういうステージにあるのかという御意見、御質問を頂きましたけれども、まず、技能検定については、今年度、あるいは引き続き来年度も技能検定を導入するための評価者の研修でありますとか、試行的な試験とか、そういったものを引き続きやっていくという、そういう状況でございます。

また、特定技能制度につきましては、活用について検討を進めると書いてありますけれども、ここに関しては関係者の話を聞いたりとか、検討といいますか、そういうものに着手したばかりというような、そういう状況でございます。

あと、立花委員から能力評価、技能検定、そういったものを賃金に反映させるということについて、はっきり書くべきだという御意見を頂きました。こちらについても、そういう能力評価について処遇の改善等につなげていくということは書いているつもりでありますけれども、改めて記載を見て、能力評価や技能検定を所得の向上、賃金の向上につなげていくというところについて、はっきり、分かりやすい記述を心掛けていきたいと考えております。

また、同じく、立花先生から種苗、育苗の話について御指摘いただきました。こちらについては、例えば障害者雇用とか、そういうところで例示をするとか、記述ぶりについて検討させ

ていただきたいと考えております。

また、深町委員からバイオマスでありますとか森林サービスでありますとか、そういうところも人材というものにつながっていくというような御指摘いただきました。こちらについては、まさにそのとおりでありまして、そういう様々な取組を人材確保につなげていくという、そういう点にも留意してやっていきたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○森林政部長 すみません、林政部長であります。長くならないように補足をさせていただきたいと思いますが、野田委員からございましたように、この改正は14年ぶり、10年余りぶりの改定でございまして、大きく情勢も変化してございます。そういった情勢の変化は基本計画の方である程度整理をしてまいったと理解しておりますので、そういったことをもう一度、この取り巻く情勢のところにしっかりと明示していくということが必要なかなと思ってございます。

変化としては、多分、多様な職場、多様な担い手というようなことでございますとか、安全、処遇の問題、そして、外国人の問題、こういったところが大きなテーマになってくるかと思っております。そして、皆様たくさん、その点につきまして、この計画、ちょっと今回は10年ぶりの改定になっちゃったんですけれども、やはり基本計画である程度政策の大きな方向性が出てきたようなときに、ちゃんとレビューをしていくということが必要なことかなというふうに思っておりますので、今後そういう運用をちょっと考えていきたいと思っております。

それから、皆さんからたくさん御意見を頂きました外国人の関係でございます。進捗状況は先ほど課長が申しましたとおりですけれども、我々としましては、技能検定のところの枠組みをしっかりと作るというのがまず最初のステップとして極めて重要でございまして、これを令和6年にきちんと出来上がっているスタイルを目指して取り組んでいきたいと。あと2年ぐらいで作り上げたいというふうな考えで努力をいたしてございます。

そういった中で、特定技能の仕組みもこういったものとリンクする中で整理ができていくかなという意味で、課長大変慎重に申しましたけれども、前向きに意欲的に頑張っておりますので、そこを補足させていただきたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう大分時間が頂いたものよりも遅れておりまして、もう少しまだ委員の中には御発言をしていない方で発言希望の方はおられると思うんですが、ここで一旦終わらせていただきます。

したがいまして、私も委員の一人としてちょっと意見を述べたいところもあったんですが、ごく簡単にまとめの的にいいますと、何人かが言われていますように、これは多様な人材を受け

入れるということは、どなたもまずそれに対して異論は述べておられないわけで、ただ、その新しい人材を労働力として入れるということは、単に労働力として入れるわけではなくて、例えば地域にも当然インパクトありますし、それからたくさんの方が関わるわけですから、その暮らしに対して、その人たちの暮らしをどうしていくかということにもつながる。そこでは様々な問題が、現に例えば技能実習生で生じたりしているわけで、是非丁寧にこれを作っていたら、全体としては、例えば外国人の受け入れについては他産業に比べて遅れているという状況は、逆にいうと利用していただいて、これまでに明らかになった課題や問題点をちゃんと解決したような制度を是非作っていただければなと思いました。

それでは、ひとまずここで、この林業労働力の確保については打ち切ります。

先ほど、ステップの説明がありましたように、これからまだ厚労省の審議会や、それから厚労省、当局との間のいろいろな折衝、他省庁の折衝やパブコメを踏まえて、9月ですかね、まだ日程調整はできていませんが、9月にもう一度この審議会で議論をするというようなことになろうかと思っていますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

そうしましたら、次の議題2、ここからは報告になるんですが、実際かなり御興味があったり御関心がある、御意見がある題目が続きますので、どれだけ時間が掛かるかちょっと見えなところがあるんですが、事務局から御説明を頂き、委員の皆さんからの御意見や御質問等を最後にまとめてお願いをすることにいたします。まとめますので、かなりたくさん違う話題が出てきますので、是非ちょっとメモするなり何なりしておいていただいて、最後にまとめて伺うということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、宅地造成等規制法の一部を改正する法律について、事務局の方から御説明をお願いします。

○天野企画課長 企画課長の天野と申します。

資料2の御説明をさせていただきます。

今国会で成立をいたしました宅地造成等規制法の一部を改正する法律、通称盛土規制法について御説明をさせていただきます。

この法律は、背景のところにございますように、昨年7月3日、ちょうど1年前ぐらいですけれども、静岡県熱海市での土石流災害を受けまして、国交省を始め連携府省が連携して検討を進めてきたものでございます。

先般5月27日に公布、施行は公布後1年以内とされているところでございます。

制度上の課題のところにありますように、土地の開発行為に対しては、これまで宅地造成等

規制法ですとか森林法、そして農地法など、各種の法律でそれぞれ法目的の下、規制をしてきました。しかしながら、結果として盛土という切り口で見ると、規制が必ずしも十分ではないエリアが生じてしまっていたということが分かってまいりましたので、今般、危険な盛土などを全国一律の基準で包括的に規制する法制度を設けることとなったところでございます。

法律の概要でございますが、今回の改正の趣旨は、盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を宅地や森林、農地等の土地の用途に関わらず規制をしようというものでございます。

このため、ベースとなる宅地造成等規制法は国交省の単管の法律でございましたが、これを法律名や目的も含めて抜本的に改正をいたしまして、農林水産省も共管することとなったところでございます。

制度の内容についてポイントを御説明いたします。

まず、国交大臣と農水大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定いたします。この中では、この宅地造成等に伴う土砂流出等のおそれがある地形、地質等に関する基礎調査でございますとか、規制区域の指定に関する指針となるべき事項等について記載をいたします。

その上で、一つ目のポイントとなります「スキマのない規制」でございますが、まず都道府県の知事等がさきの基本方針に基づきまして、盛土等によりまして人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定いたします。この規制区域内で行われる盛土等につきましては、都道府県知事の許可を受けなければならないこととしております。

次に2つ目のポイント「盛土等の安全性の確保」でございますが、この許可に当たっては、あらかじめ政令等で定める技術的基準に沿って判断することとなります。その上で、さらに許可後につきましても、許可のとおり安全対策が行われているかチェックするため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査や完了時の完了検査をさせることとしています。

さらに3つ目「責任の所在の明確化」にありますように、土地所有者等が盛土等を常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化するとともに、災害防止のため必要なときは土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令できるようにしております。必要に応じて責任を問えるような仕組みとしているところでございます。

最後に4つ目のポイントといたしまして、「実効性のある罰則の措置」がございます。違法な盛土等を行う者に対する十分な抑止力となることを念頭に置きまして、無許可行為や命令違反等の特に悪質な行為に対しては、最大で懲役3年以下、罰金1,000万円以下、法人の場合は重科といたしまして3億円以下としているところでございます。

なお、基本方針の策定に当たりましては、国交省の社会資本整備審議会に加えまして、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会、また、こちらの林政審議会の意見を聞かなければならないというふうにされているところでございます。今後、その内容を御審議いただくことになりますが、具体的なスケジュールが固まりましたら、また改めて御連絡をさせていただきたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

続きまして、合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会の中間取りまとめができたということで、その概要について事務局から御説明をお願いいたします。

○小島木材利用課長 木材利用課長の小島でございます。

私からは資料３に沿って、合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会、中間取りまとめの概要を御報告します。

まず、クリーンウッド法でございますけれども、合法的に伐採された木材等の流通及び利用を推進していこうと、そういう法律でございます。クリーンウッド法につきましては、施行後５年程度がたっておりまして、この間の状況はどうなっているのか、また、課題はどういったところにあるのかということの有識者の皆様からなる検討会を立ち上げて議論いただいたところでございます。

その検討会におきましては、業界団体、ＮＧＯ、有識者の方々からヒアリング等を中心にお話を聞かせていただきまして、その結果を中間取りまとめということで取りまとめまして、４月に公表いたしました。この検討会には、本審議会の委員であります立花委員、塚本委員にも検討に加わっていただいたところでございます。

中間取りまとめは、これまでのクリーンウッド法の評価、どうだったのかというところから整理していただいております。まず、クリーンウッド法によりまして、木材関連事業者の間で主体性を持って合法性確認に取り組む機会・機運が醸成されたのではないかとといった御意見ですとか、あと合法性が確認された木材等の取扱いが増加したのではないかとということで、クリーンウッド法により一定の成果が見られたのではないかとという前向きな、一定の評価のお声を頂いたところでございます。

他方で、クリーンウッド法の制度につきましては、更に関係者の理解を深める必要がある、ないしは、その取組に参加する事業者を増やす必要があるのではないかと、そういった御意見なども頂いたところでございます。

他方、最近の国内外の情勢を見ますと、C O P 26とかG 7 関連会合等の国際会合におきましても違法伐採問題を含む森林減少の問題が非常にクローズアップされておりまして、そういった問題への対処、この重要性については引き続き大きな課題であるというのが現状かと思えます。

持続可能性ですとかS D G s 等への関心の高まりというのも出てきておりますし、また、国内に目を転じますと、国内においても、潜在的に無断伐採等へのリスク、そういったものも状況としてあるのではないかと、そういった御意見を頂きました。

検討会の皆様から頂いた御意見としましては、クリーンウッド法の施行によりまして、一定程度合法性の確認された木材の流通等の面で成果があったけれども、これから更に合法性確認の実効性を強化する必要があるのではないかと、そういった御意見を頂戴したところでございます。

めくっていただきまして、2 ページ目でございますけれども、今後の方向性につきましては、最終的には、違法伐採木材を根絶することを目指して、しっかり取り組んでいく必要があるのではないかとということで、検討会の皆様方からも課題と方向性をお示しいただいたところでございます。

主なところだけ御説明しますけれども、主な課題としまして、制度への参画が不十分ではないかということで、もう少し制度への参加を拡大する必要があるのではないかと、そういった御意見を頂きました。

また、流通の段階に応じしっかり対応ということで、川上の事業者、川下の事業者等が流通段階に応じてしっかり取り組む必要があるということとか、業界団体、N G O 等としっかり連携して取り組む必要があるといった御意見を頂いたところでございます。

この中間取りまとめを踏まえまして、これは様々な御意見を網羅的に頂きましたので、今後、近々に対応すべき課題ですとか、中長期的に検討していくべき課題、そういったものをたくさん盛り込んでいただいておりますので、まず整理をしまして、今後、この中間取りまとめを踏まえて、具体的な合法性確保に向けた取組の具体策を検討してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、御紹介ありましたように、この検討には立花委員と塚本委員が入られているということで、少し追加の御説明、若しくは御発言がありましたらいかがでしょうか。

○立花委員 ありがとうございます。

この検討会ですけれども、昨年9月から今年3月まで、全部で8回という、かなり開催頻度が高い会議となりました。先ほど課長からもお話があったように、委員が忌憚のない、本当に率直な意見を出し、様々な議論を成すということで、中間とりまとめを行いました。私たちも議論を通じて非常に勉強になる機会でした。

そこで、正に今、合法性の確認された木材をしっかりと使う、そうした社会を作っていくということが我々にとって大事になっております。今後に向けては確認を行うことの実効性の強化、さきほど小島課長からお話しありましたけれども、これに向けた体制づくりであるとか、あるいは確認のためのマニュアルであるとか、チェックの様式であるとか、そうした様々な具体的な検討が必要になってくるというふうに認識しています。

そうしたことに取り組みながら、日本が合法性の確認された木材をしっかりと使っていくという、そうしたことを進めていくのが大事だというふうに認識をいたしました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

塚本委員、あれば、いいですか。

○塚本委員 塚本でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

私も立花座長と一緒に意見ですけれども、立場の異なる方々から多様な意見を聞かせていただき大変勉強になりましたし、合法伐採の取組が定着しつつあることを実感することができました。

今回の中間取りまとめは、様々な意見が網羅的によく整理されており、充実した内容で提案させていただいたと自負しています。今後は実効性が上がるように優先順位を付け時間軸をしっかりと持って確実に前に進めていっていただけることを期待しています。

○土屋会長 ありがとうございました。

これも議論はしたいところがいろいろあると思いますが、まずこれをちょっと言っておかなければいけません。一応、11時半をめどということになっていたんですが、もう既に13分か4分過ぎています。何とかお昼までには終わらせるように努力したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

といいまして、これからまだ2件ですかね、重要な案件がありますので、それでは、続きまして、林業イノベーション現場実装推進プログラムのアップデートについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

○木下研究指導課長 研究指導課長、木下です。

資料4を御覧ください。

林野庁では、林業現場に様々な技術を導入してイノベーションで林業をどう変えていくのか、将来像や、そのための課題は何なのかということを取りまとめた「林業イノベーション現場実装プログラム」というのを令和元年に策定しております。

これは開発者にとっては道しるべになるものですし、導入側にとっては計画的な導入を考える物差しにさせていただくものかなと思っています。

3年がたちまして、新たな技術がどんどん出てきているという情勢の変化がございます。また、ここに書いてありますとおり、6月に閣議決定した政府方針等でスマート農林水産業やデジタル林業など様々な形で位置付けられましたので、これを踏まえて今回、アップデートをするものでございます。

このアップデートにつきましては、9ページ目にあります林業イノベーションハブセンター、森ハブと呼んでいますけれども、この取組を令和3年度から開始をしております、様々な技術探索だとか、技術方策の検討を行うアドバイザリーコミッティの役割と、今後様々な機能を付加していこうということで考えていますけれども、これは立花委員にも専門委員として御協力を頂いております。この中で御助言を頂いて、今回見直すという形にしております。

アップデートの主なポイントを御紹介いたします。一つ目のポイントですけれども、林業においても通信技術活用が重要になってきております。これにつきましては、4ページ目に書いてありますとおり、林業においては電波が通じにくいという状況もありますので、Wi-FiだとかLPWAなども含め様々な技術を活用しながら開発を進めていく、あるいは、5Gも含めて将来的なものを取り組んでいくということで、そのタイムラインを明確化しております。

その次のポイントです。林業の課題につきまして、様々な分野がありますので、これを8分類35課題に整理をして、その課題に対応する様々な技術をリスト化しました。

具体的には5ページになります。

このように、それぞれの課題と、課題に対応する技術という形で、86の技術をリスト化し、その技術につきまして技術熟度レベルという物差しを使って評価をして、それに応じて、今がどういったフェーズなのか、研究フェーズなのか、開発フェーズなのかということをもとめて、それを踏まえて、この課題について、いつまでに導入を行っていくのかということを取りまとめております。

ここでまとめている例は、作業のアラートを感知して制御するような事例ですけれども、一

番右の欄、TRLと書いてあり1から8段階ありますけれども、異分野ではほぼ導入に近いところまでいっているが、林業分野ではまだまだ実証レベルなので、これを様々な場面を通じて実証を深めていこうと、そういったことを示しているということでございます。

それから、これらの技術を現場でどう進めていくかということで、この技術開発の普及を着実に進めるためのプラットフォームとして、先ほど紹介した林業イノベーションハブセンターの位置付けをしたということです。ここから様々なコーディネーター派遣などによって、地域支援を行っていく仕組みを位置付けているものが7ページ目と8ページ目に記載をしております。こういった取組を含めて、現場実装を進めていく具体的な手段を示しているということにしております。

このアップデートについては、7月に公表を予定しているところでございます。

以上になります。

○土屋会長 ありがとうございます。

ここにも立花委員が御苦労いただいていて、また意見をもらいたいところなんですけれども、ちょっと時間がございませんので。

最後の話題ということでよろしいかと思うんですが、太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会の中間取りまとめが出ております。この概要について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○箕輪治山課長 治山課長、箕輪の方から報告をさせていただきます。

森林内の太陽光発電設備の設置については、FIT制度の創設以来、急増しておりまして、各地で土砂流出の災害等の問題事例が報告されております。このため、林野庁では令和元年に許可基準を見直して通知をしているところでございます。

今回、その許可基準の運用状況の検証等を進めてまいりまして、昨日、中間取りまとめがまとまりましたので、御報告をさせていただきます。

中段下以降に7つの論点がありますけれども、論点①、令和元年に整備した許可基準の効果検証については、おおむね効果的な内容となっているのではないかと。ただ、先ほど盛土規制法のお話がありましたけれども、今後、そういう技術的基準の内容を参考として、より整理していくべき事項があるのではないかと御指摘を頂いています。

論点②、小規模林地開発については、太陽光発電については現行基準の1ヘクタール以下でも災害が起きておりますので、その規制規模を0.5ヘクタールを超えるものとするのが適当という御提言を頂いております。

論点③、開発規模の一体性、これについては近接して開発が行われる場合、実施主体等を判断基準として開発規模を判断していいのではないかという御提言を頂いております。

論点④としては、排水施設とか洪水調整池については、近年雨が強くなっておりますので、そういう高強度の雨に対応した施設というのを整備していくべきだろうということ。

論点⑤、開発事業者の施工体制については、しっかりと防災施設を先行して設置するためのそういう資力・信用、能力があることを確認し、自治体に先行実施を徹底するということなどを許可の条件として整理すべきであろうということ。

また、論点⑥、施工後の管理についても、緑化等については一定期間、様子を見なければいけませんので、そういう観察をしっかりやっていこうということ。

あと、論点⑦では、地域の意見の反映ということで、市町村長の意見聴取についてプロセスとか聴取事項を明確化して、しっかりとその手続を進めていくべきであろうということを御提言を受けているところでございます。

今後については、本検討結果を踏まえて制度への反映を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

以上で御報告の案件は終わったと思うんですが、かなり多様な、私、冒頭も申し上げましたが、社会からの森林や林業に対する様々なニーズや要望が、非常に高まってきていて、それに対していろんな対応や検討が進んでいるというところだと思います。

時間は非常に限られるんですが、是非、できたら御意見の方がいいのかもしれませんが、御意見や御質問等ありましたら伺います。いかがでしょうか。

松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 松浦です。

宅地造成等規制法についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、これは、これから実施する盛土の規制が対象なのか、あるいは今ある盛土も対象として強い権限を持って指導とか改善勧告、あるいは命令等を出すことができるのかということをお伺いしたいと思います。

というのは、例えば熱海の伊豆山にしても、まだかなりの盛土が、高盛土が現場に残ってまして、それらの対応について地元の自治体、あるいは地元の住民が苦慮しているということを知っておりますので、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○土屋会長 いかがでしょうか。ちょっとこれはまとめてというより、大分案件が違うので。

○天野企画課長 もちろんこれからのやつを当然対象にするんですけれども、これまでにやったやつにつきましても、この基準にこれから作るこの技術基準ですね、これに照らしてどうなのかというのをチェックした上で、それに基づいて、その今のやつについて、途中で直せ、何とかというのはなかなか難しい場面もあるかもしれないんですけれども、それに即した状態で指導とかできるようになっています。

○小坂森林整備部長 既存の盛土も一定の基準で見まして、安全が満たされない場合は、指導だけでなく、様々な行政措置が取れるようになっていきますので、熱海の盛土で残っているようなものについても、区域指定されれば、そういうものが掛かるというような整理になっています。ある意味、ここの部分が結構画期的かなと思っています。

○松浦委員 すみません、あと少し。基本的にはこれには宅造法の技術基準が適用されるんでしょうか。それとも場所とか場合によっては、治山技術基準や砂防技術基準など、いろんな基準を適用するということでしょうか。

○箕輪治山課長 治山課長、箕輪です。

技術基準については、森林等も含まれてまいりますので、その特性も踏まえた形で、技術基準の見直しというのを今関係省庁で進めておりますので、それに基づいて判断をされるということになるかと思います。

○松浦委員 ありがとうございます。

○土屋会長 よろしいですか。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。よろしいですか。

オンラインの方は、どなたか手を挙げておられるかな。挙げていないですかね。よろしいですか。

古口委員、お願いいたします。

○古口委員 会長、この内容についてではなくて、会議の持ち方についてよろしいですか、その他ということで。

○土屋会長 どうぞ。

○古口委員 はい。今回のような通信状況であるとするならば、私はオンラインでの参加は取りやめた方がいいと思います。本省とほとんど、何かよく分からない。大変疲れました。

ただ、その一方で、今回分かったことは、このオンラインで参加している方同士の通信状況というのはすごくよくて、意見もよく聞こえて、そして皆さんの表情もよく分かるんですね。これすごくいいなと思いました。

そこで、例えばこの基本方針などを取り決めるときには、今の形式ですと、我々委員が林野庁に御質問をするとか意見を言う。それを答えるというだけなんです、何か審議員さんに御質問をしたり、審議員さん同士でやり取りをしてみたいなという、今日そんな感覚を物すごく持ったんですね。

そうすることによって議論も深まるのかなと思いましたので、できればどこかの場面で、例えば、全員じゃなくて幾つか、3ブロックぐらいに分けて、3パーティーぐらいに分けて、審議員さん同士が、理念とかいろんな言葉の在り方とか、そういうことについて話し合うと、そういう場面を持っていただけならば、もっとこの問題、どうも掘り下げて考えられるんじゃないのかな。また、私自身もそういうことで勉強させていただければなと思いましたので、会長さんの方に、大変最後不躰で申し訳ないんですが、一言申し上げたいと思います。

○土屋会長 最後に非常に貴重な御意見ありがとうございました。

すごく事務局的な言い方をしますと、毎回、恐らくそういう形での委員同士の意見というのはなかなか難しいと思うんですね。私もそういうのをなるべくやりたいということは前から申し上げていたんですけれども、最低限、これ5年に一遍ですけれども、基本計画のときぐらいはそれをしっかりやるというふうなことから、まずは始めることが大事なんじゃないかなというふうに、私は思っております。

少し手間、今の技術水準でいくと、どうもここだけが、会場だけがうまく伝わっていないようですので、そういうところの問題も含めて、少し事務局と検討したいと思います。

○古口委員 今、会長さんの申し上げられていることが途切れ途切れでよく、それさえも聞こえないという今の通信状況なんですね。

○土屋会長 もう一度、結論だけいいますと、古口委員の意見には賛成なので、ただし全部はできないから、重要なところについてはやれるように事務局と相談します。

○古口委員 了解です。

○土屋会長 ありがとうございました。

時間が尽きました。まだ御質問、御意見等があるかもしれませんが、これで一応審議の方は終わりにさせていただきます。

それで、いつも最後に林野庁の長官の方から総括的なコメントを頂くことにしております。どうも聞くところによりますと、次の会にはおられない可能性もあるんですかね。ですので、ちょっと長めに結構ですので、是非コメントをお願いいたします。

○天羽林野庁長官 会長から御指名を頂きましたので、恒例の最後のコメントをさせていただ

きたいと思います。長めでいいと言われましたが、短めにしたいと思っております。

まず、本日は林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更についてほか、いつものように熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございます。この基本方針の変更は十数年ぶりということではありますが、頂いた御意見をしっかり踏まえて、厚労省とも調整をして、特に新しく書き加えるようなところ、基本方針としてしっかり書き込むのと併せて、実務の中でも進めていけるようにしていきたいというふうに思っております。

それで、今、会長からお話しいただいたとおり、私、来週の28日付で退職をすることになっております。1年という短い間でありますが、お世話になりました。誠にありがとうございます。

私、1年ぐらい前のこの会議でも申し上げたかもしれませんが、三十何年の役人暮らしの中で林野庁に配属されたのは今回が初めてでありまして、必ずしもというか、全くバックグラウンドがしっかりない中で、様々な課題について、やれたものもありますし、やれなかったものもあるなという感じではありますが、審議会との関係で申し上げますと、会長と会長代理にかなり早い時期に長官室にお越しいただいて、幾つかの点で御意見というか、申し入れを頂き、私としては、できるだけその趣旨に沿って審議会が開けるように配慮をしたつもりではありますが、足りないところがあれば、また引き続きと、後任が織田次長でありますので、引き続き趣旨を体して臨んでいくことになると思います。

どうも、今日はありがとうございました。私への御愛顧も頂きまして、誠にありがとうございました。

以上でございます。（拍手）

○土屋会長 もう少し長めでもよかったと思うんですけども、天羽長官のコメントありがとうございました。

今、少しありましたように、審議会の審議にかかわっては、天羽長官には様々な面で陰に陽に非常に御協力いただきまして、それから、慣れない御挨拶も最後にしっかりしていただいたということを深く感謝いたします。是非これからもいろんな形で林野行政に御協力、御支援いただければ有り難いなと思っております。

今日は、結局三十二、三分オーバーいたしました。いつものことながら進行が悪くて申し訳ございません。

これで審議会の議事を全て終了といたします。

委員の皆様には、オンラインの非常に悪い環境で、古口委員からはお叱りを受けましたが、

御審議いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○鳥海林政課長 土屋会長、ありがとうございました。

次回の林政審議会ですが、9月上旬に開催したいと考えております。日程、また開催形式につきましては御相談、調整させていただきまして、後日、事務局より御連絡をいたしますので、委員会の皆様方には御出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして熱心な御審議を頂きまして、ありがとうございました。

午後0時04分 閉会